

平成27年8月21日

美里町議会

議長 吉田 眞悦 殿

総務、産業、建設常任委員会

委員長 我妻 薫

総務、産業、建設常任委員会委員派遣報告書

本常任委員会は、所管事務調査を終了したので、委員会規則第22条の規定により下記のとおり報告する。

記

1. 調査年月日 平成27年7月28日（火）～29日（水）
2. 調査視察地 新潟県、新潟県見附市
3. 参加委員 我妻 薫、 赤坂芳則、 櫻井功紀、 前原吉宏
佐野善弘、 鈴木宏通
4. 随員職員 吉田 泉 佐藤俊幸
5. 調査事項 原子力災害対策について

所管事務調査研修報告

「目 的」

女川原子力発電所の「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」の対象地域を含む本町は地域防災計画に原子力災害対策編を加え、その充実にむけた見直し・検討が行われ、当委員会も政策課題として研究討議を深め、昨年 12 月に「中間報告」を行い、残された「避難計画」を中心に引き続き討議を行っている。

避難は広域に及ぶことが考えられ県や他自治体との協力が重要なポイントとなることから新潟県と見附市の対応を学び参考にすることとした。

「視察・研修の概要」

1、新潟県

1) 柏崎刈羽原子力発電所は、柏崎市と刈羽村にまたがる地点に建設された東京電力（株）の発電所で昭和 60 年 9 月に 1 号機が営業運転を開始し、平成 9 年に 7 号機が営業を始めた。総電気出力が 821.2 百 kw で、世界最大の原子力発電所である。（女川原子力発電所は、総出力が 217.4 万 kw）

2) 「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」を昭和 58 年 10 月に締結、第 12 条で「原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の設置」が謳われており、県独自の安全審査を行う体制がとられている。

福島第一原発事故以降に柏崎市・刈羽村をのぞく 28 自治体は平成 24 年に通報連絡協定を締結。

3) 「技術委員会」は、現在福島第 1 原子力発電所事故の検証作業と柏崎刈羽原子力発電所のフィルタベント設備の検証を行っている。事故の検証作業の項目は 100 項目を超えており、「事故の検証と総括が不十分なままでは再稼働の判断はできない」というのが県の基本的立場。

4) 福島第一原発事故の避難状況をふまえ、市町村・関係機関と広域避難のための課題を検討。

県内全自治体参加の「新潟県広域避難対策ワーキングチーム」において以下の 10 課題を 10 チームに分けて検討。

- ①情報伝達・双方向の在り方
- ②避難先の事前マッチング
- ③避難ルート、広域移動手段（屋内退避の在り方を含む）の検討
- ④スクリーニング体制の整備
- ⑤緊急時モニタリング体制の整備
- ⑥受援体制の在り方

⑦受入時の避難者対応、自主避難の対応

⑧安定ヨウ素剤の取扱い

⑨災害時要援護者等

⑩物資の調達、配送及び備蓄等の在り方

5) 市町村による原子力安全対策に関する研究会

上記ワーキングチームの他に、原子力災害からの市民生活の安全安心をめざし、県内の自治体が連携して原子力安全対策に関する研究会を行っている。

6) 避難時の交通手段の確保については現有台数の確認にとどまり、バス事業者等との具体的な協定は課題となっている。

7) 県がまとめた広域避難の行動指針は、平成26年3月時点のものであり、今後引き続き市町村・関係機関との検討を重ね随時、更新していく態勢がとられている。

8) 県内全自治体に最低1カ所のモニタリングポストが設置されているが、さらなる増設を求めている。

9) SPEEDIによる放射性物質の拡散予測について、住民避難等の防護対策、情報提供等への活用を国に要望している。

2、見附市

1) 30km圏内に市庁舎、警察署など拠点施設などが入ることから県・国に要望し市域全域がUPZ対象地域に指定された。

2) 広域避難について

① 阪神淡路大震災の教訓から、村上市、妙高市と「3市災害時相互応援協定」を締結して、1方向のみならず複数方向の避難先を検討。

② 避難先の調整については、新潟県広域避難検討ワーキングチームおよび市町村による原子力安全対策に関する研究会（新潟市、長岡市、上越市の3市が幹事）による自治体間協力により調整・マッチングが行われている。

3) 安定ヨウ素剤

安定ヨウ素剤配布については、インフルエンザ罹患時同様、事前に医師による診察・処方箋を準備し、必要時にはそれに基づき薬局等で処方をうける独自の案を準備し、県・国に提案している。

4) 要支援者等名簿作成

避難行動要支援者等名簿作成については、プライバシーに配慮し、「同意者」のみ自主防災組織、民生委員等に配布、「未同意者」については、密封状態で市関係部署・警察、民生委員等に配布し、自主防災組織等には避難情報発令後に提供する。

なお、要配慮者のうち精神障害者、乳幼児、妊産婦等については関係部局で

名簿のみ作成し、管理する。

5) 市役所機能の移転について

震災や豪雨の経験を活かし、上、中、下越の3地域の県内分割による広域連携や県外自治体(富山県入善町、福島県伊達市、群馬県渋川市)との「災害時相互応援協定」を結び、市役所機能の移転も考えている。

6) ICT 部門の業務継続計画（I C T－B C P初動版）を策定

大規模災害や事故で被害を受けても、最重要業務をなるべく中断させず中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画であり、「災害に強い電子自治体に関する研究会」を経て新潟県内自治体に先駆けて策定されている。

7) 電力会社との安全協定

平成25年に「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」を締結、新潟県内の立地自治体2つを除く28市町村と連絡会を設置している。立地自治体が立ち入り検査を実施するような場合は、UPZ 圏内自治体は「現地確認と意見交換」ができるものとされている。

8) 市民への啓蒙・啓発

- ① 「原子力災害対応ガイドブック」を全戸配布。
- ② 平成26年9月の訓練では、「災害対策本部設置訓練」「市民への情報伝達訓練及び屋内避難訓練」「自家用車で避難することのできない住民の避難訓練」を重点に行われている。
- ③ 訓練でアンケートを取り、検討が重ねられている。市民への情報伝達はテレビの文字データが一番評価されたが一長一短があり多重的な方法が必要。また、市は民間メディア（TV、ラジオ）と有料年間契約を結んでおり、災害時にも対応できるようにしている。

「意見」

- 1、宮城県においても全市町村でのワーキングチームの立ち上げ、広域避難等への対策を協議するよう県に求める必要がある。
- 2、全市町村による原子力安全対策に関する研究会等を立ち上げ、自治体間で連携し共通の認識のもと原子力安全対策を講ずるよう県・市長会・町村会に働きかける必要がある。
- 3、災害時相互応援協定を結ぶなどして早急に避難先及び役場機能移転先（ICT 部門の業務継続計画も含む）の主体的な検討を急ぐべき。
- 4、ヨウ素剤の対応については、医師会・薬剤師会との具体的協議を早急に行うよう県に求め、事前に医師の処方箋を準備する方法も一提言として検討を求める。
- 5、避難に当たっての要支援者名簿の作成を急ぐと共に、プライバシーに配慮した具体策を定め関係機関等との意思統一を図る必要がある。

- 6、避難に当たってのバス等の確保は新潟県においても「バスの台数と輸送能力を示す」だけにとどまり、運転手の確保等現実的な確認が困難で事業者団体との協定まで至っていない。本町においてもヘリコプター含め交通手段の設定についてはより現実的な策を設定する必要がある。
- 7、本町は全町的な原子力防災訓練はまだ行われていないことから、全町的な訓練を行い、その教訓からより実践的な計画に反映する積み重ねが必要である。
- 8、情報伝達は多重手段による方法を模索する必要があるが、民間メディアとの有料年間契約を結んで通常から生活になじませておくことも考慮する必要がある。